

介護予防事業のスキーム

地域の高齢者

※第1号被保険者(65歳以上)のうち要支援・要介護者を除く高齢者を対象とする。

<特定高齢者施策>

《地域の高齢者のうち、特に支援が必要な高齢者を選定》

- ・基本チェックリスト配布
- ・健診の実施(※) など

(医療機関等で実施)

特定高齢者の把握

(要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者として把握)

※地域包括支援センターが実施
ケアプランの作成

事業の実施

- 通所型介護予防事業
 - ・運動器の機能向上プログラム
 - ・栄養改善プログラム
 - ・口腔機能の向上プログラム 等
- 訪問型介護予防事業
 - ・閉じこもり、うつ、認知症への対応
 - ・通所困難な高齢者への対応 等

<一般高齢者施策>※全高齢者(65歳以上)を対象

- 介護予防普及啓発事業
 - ・講演会等開催・パンフレット作成 等
- 地域介護予防活動支援事業
 - ・ボランティア活動・自主グループ活動支援 等

※ 基本チェックリストは運動、栄養、口腔等の項目からなる。
特定健診に係る項目のほか、理学的検査、血液化学検査等を実施。

介護予防事業の効果

○ 制度開始から4年経過し、事業の有効性を示す検証結果が報告されはじめています。(論文及び学会発表等)

特定高齢者施策

- 参加者では、身体機能及びQOL等が向上
- 通所サービス利用と閉じこもり改善に関連あり

一般高齢者施策

- 教室参加で心理面・身体面に改善効果
- 自主グループ参加で孤立感緩和
- ボランティア活用で転倒率、閉じこもり率低下

高齢者の身体機能改善、孤立予防、生きがいある生活づくりに貢献

